

【Ⅲ－５ 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進－④】

④ 歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化

第1 基本的な考え方

歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化を図る観点から、歯科診療特別対応連携加算について、地域における連携状況を踏まえ、評価の在り方を見直す。

第2 具体的な内容

著しく歯科診療が困難な者に対する歯科診療所と病院が連携した歯科診療を推進する観点から、歯科診療特別対応連携加算の対象となる医療機関に、一定の実績を有する病院を追加するとともに、当該加算の施設基準において、他の歯科医療機関との連携体制の整備を求めることを明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【歯科診療特別対応連携加算(初診料)】 [算定要件]</p> <p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関(診療所に限る。)において注6又は区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り<u>150点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準] 十一 歯科診療特別対応連携加算の施設基準 (1) 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>【歯科診療特別対応連携加算(初診料)】 [算定要件]</p> <p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関(診療所に限る。)において注6又は区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り<u>100点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準] 十一 歯科診療特別対応連携加算の施設基準 (1) 次のいずれかに該当すること。</p>

<p>イ (略)</p> <p>□ 歯科医療を担当する保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 歯科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制が整備されていること。</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>□ 歯科医療を担当する<u>診療所である</u>保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--